

2014年1月から始まる新しい
非課税制度についてご案内します。

少額投資非課税制度

2013年12月末で株式投資信託等にかかる軽減税率が終了し、2014年1月から20.315%（復興特別所得税含む）の本則税率となる予定です。本則税率化と同時に導入される**新しい税制度「日本版ISA」**では、非課税口座で購入した株式投資信託にかかる配当所得・譲渡所得は非課税となります。

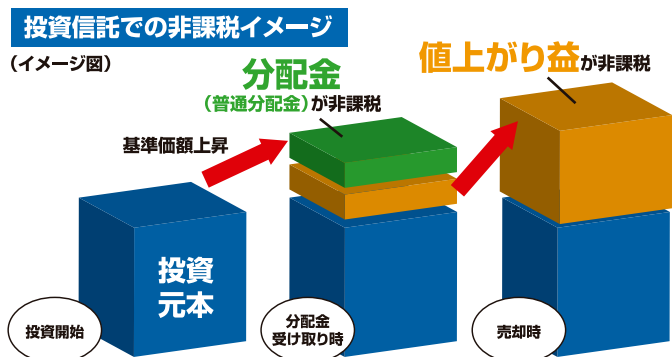
	2013年1月1日～2013年12月31日 公募株式投資信託の普通分配金、売却益、償還益の税率は10.147%に軽減されています。	2014年1月1日～ 軽減税率は廃止になります。
公募株式投資信託・上場株式等の譲渡所得に係る税金	10.147% 所得税…7.147% 住民税…3%	20.315% 所得税…15.315% 住民税…5% 日本版ISA口座<非課税>
公募株式投資信託(普通分配金)・上場株式等(配当金)の配当所得に係る税金		

少額投資非課税制度の5つのポイント!

- ① 株式投資信託・上場株式の譲渡所得・配当所得が非課税
- ② 対象は日本に住む20歳以上の方
- ③ 2014年から2023年まで、毎年100万円の非課税投資枠
- ④ それぞれ投資をはじめた年から最長5年間の非課税期間
- ⑤ 非課税投資枠は最大500万円

※各年100万円の非課税口座の枠は、その年にしか使うことができません。 ※他の口座との損益通算はできません。

日本版ISAでは、**株式投資信託・上場株式**への投資による**譲渡所得、配当所得**が非課税になります。
投資信託でいえば、基準価額が上昇した分から払い出される「**分配金(普通分配金)**」と、売却したときの「**値上がり益**」が非課税です。



お問い合わせは鳥取銀行の窓口または個人金融部まで

TEL 0857-37-0239

ホームページ <http://www.tottoribank.co.jp>

TOTTORI BANK 青い鳥の銀行です。 **鳥取銀行**

商号/株式会社鳥取銀行(登録金融機関) 登録番号/中国財務局長(登金)第3号
加入協会/日本証券業協会

(2013年3月末日現在)

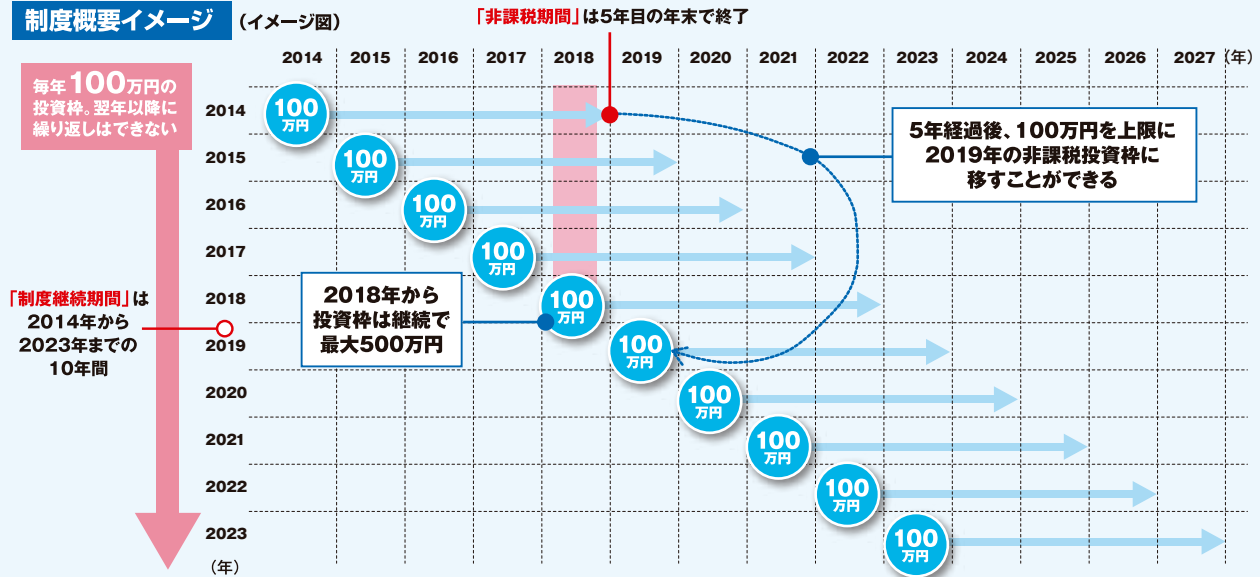
- 当資料は、鳥取銀行が「日本版ISA」について制度開始に先立って事前にお客さまへお伝えすることを目的として作成した資料です。
- 2013年1月24日公表の平成25年度税制改正大綱をもとに作成した資料であり、将来変更になる可能性があります。

制度概要

日本版ISAは、2014年から**毎年上限100万円の非課税投資枠**を使った投資ができます。**非課税期間はそれぞれ5年目の年末まで**。2014年から日本版ISAをはじめると、2018年には投資枠の利用額は**最大500万円**になります。

2014年にはじめた投資の非課税期間は2018年末で終わりますが、急いで資産を売却する必要はなく、特定口座・一般口座に移すことや、100万円を上限に2019年の非課税投資枠に移すことができます。

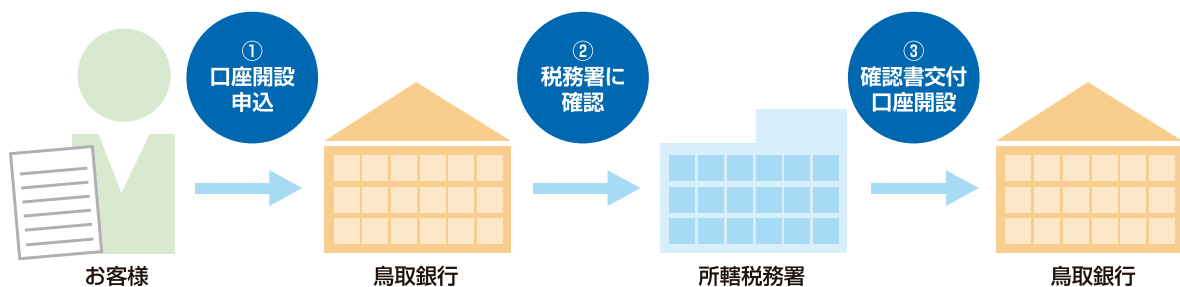
制度概要イメージ (イメージ図)



口座開設の流れ

日本版ISA口座(非課税口座)を開設できるのは、**1人1口座**だけです。非課税口座開設にあたっては**金融機関経由で、税務署から「非課税適用確認書」の交付を受ける必要があります**。お申込方法等については、今後制度の詳細が決まり次第ご案内致します。

口座開設は2013年10月スタート!



投資信託ご購入にあたってのご確認事項

- 投資信託はリスクを含む商品であり、組入れた有価証券等の値動き、運用先の信用状況の変化、金利、為替相場の変動等により、基準価額が変動し、元本割れを生じ、損失を被る可能性があります。
- 投資信託は、預金と異なり元本および分配金の保証はありません。
- 投資信託へのご投資には、ファンド毎に定められた手数料等をご負担いただきます。
 - ・ お申込手数料 お申込代金に対して最大3.15%(消費税込)
 - ・ 信託報酬 ファンドの純資産総額に対して最大2.100%(消費税込)
 - ・ 信託財産留保額 換金時の基準価額に対して最大0.7%
 - ・ その他費用 有価証券等の売買および保管ならびに信託事務にかかる諸費用等についても、信託財産から差引かれます。その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に利率および上限等を表示することができません。また、当該諸費用等の合計額については、お客様がファンドを保有する期間に応じて異なりますので、表示することができません。
- お申込みの際には、必ず契約締結前交付書面をよくお読みください。